



相続税の申告書 第8の2表の付表1

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書（一般措置用）

					被相続人				
この明細書は、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2）」の適用を受ける対象非上場株式等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が被相続人から贈与により対象非上場株式等に係る会社の株式等を取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与税の申告において所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5、同法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けているときはこの明細書によらず第8の2表の付表2を使用してください。					経営承継相続人等				
1 対象非上場株式等に係る会社									
① 会社名					⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名				
② 法人番号		会社の 所轄税務署名		署					
③ 事業種目					⑧ 円滑化 法の認定 の状況		認定年月日		
④ 相続開始の時に ける資本金の額(円)							年 月 日		
⑤ 相続開始の時に ける資本準備金の額(円)					⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無		有 ・ 無		
⑥ 相続開始の時に ける従業員数(人)									
2 対象非上場株式等の明細									
① 相続開始の時に ける発行済株式 等の総数等(株・口・円)		② 被相続人から相続又は遺贈により 取得した株式等の数等 (株・口・円)		③ ②のうち、制度の適用を受ける 株式等の数等(株・口・円)		④ 1株(口・円)当たりの価額 (円)		⑤ 価額(円) (③×④)	
								A	
3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算 この欄は、「2 対象非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。									
① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等(株・口・円) $(2 \times \frac{①}{3})$ (1株・口・円未満の端数切上げ)		② 経営承継相続人等が相続開始前 から保有する数等(株・口・円)		③ (①－②)の数等(株・口・円) (赤字の場合は0)		④ 2の③欄の限度となる数等 (株・口・円) (③欄の数等と2の②欄の数等のうち いずれか少ない方の数等)			
4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項 この欄は、経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の7の2）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。									
① 取得の原因(該当するものを○で囲んでください。)		② 取得年月日		③ 申告した税務署名		④ 贈与者又は被相続人の氏名			
贈与 ・ 相続等		年 月 日		署					
5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書 この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第22項第7号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。									
取得年月日		種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額(円)	出資者・贈与者の氏名・名称	
年 月 日									
年 月 日									
年 月 日									
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(円) (①の合計額)									
③ 会社の全ての資産の価額の合計額(円) (②の金額を含みます。)									
④ 現物出資等資産の保有割合 ($\frac{②}{③}$)							%		
上記の明細の内容に相違ありません。 年 月 日									
所在地		会社名			代表者氏名				